

# 監査役監査基準

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 本基準は、監査役の職責とそれを果たすうえでの心構えを明らかにし、併せて、その職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査に当たっての基準および行動の指針を定めるものである。
2. 監査役は、企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の監査環境にも配慮して本基準に則して行動するものとし、監査の実効性の確保に努める。

### (監査役の職責)

- 第2条 監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業および企業集団が様々なステークホルダーの利害に配慮するとともに、これらステークホルダーとの協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている。
2. 前項の責務を通じ、監査役は、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、会社の迅速・果断な意思決定が可能となる環境整備に努め、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、取締役または使用人に対し能動的・積極的な意見の表明に努める。
  3. 監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人および会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査等を行い、取締役または使用人に対する助言または勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。

### (心構え)

- 第3条 監査役は、独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動しなければならない。
2. 監査役は、監督機能の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、常に監査品質の向上等に向けた自己研鑽に努め、就任後においても、これらを継続的に更新する機会を得るよう努める。
  3. 監査役は、適正な監査視点の形成のため、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会を得るよう努めるほか、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と企業をめぐる環境の変化を把握し、能動的・積極的に意見を表明するよう努める。
  4. 監査役は、平素より会社および子会社の取締役および使用人等との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努める。
  5. 監査役は、監査意見を形成するに当たり、よく事実を確かめ、必要があると認めるときは、弁護士等外部専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努める。
  6. 監査役は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。
  7. 監査役は、企業および企業集団の健全で持続的な成長を確保し社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立と運用のために、監査役監査の環境整備が重要かつ必須であることを、代表取締役社長を含む取締役会に理解し認識させるよう努める。

## 第2章 監査役および監査役会

### (常勤監査役)

第4条 常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備および社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。

2. 常勤監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有するよう努める。

### (社外監査役)

第5条 社外監査役は、監査体制の独立性および中立性を一層高めるために法令上その選任が義務付けられていることを自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を他の監査役と共有することに努めるとともに、他の監査役と協力して監査の環境の整備に努める。また、他の監査役と協力して第33条第1項に定める内部監査部等および会計監査人との情報の共有に努める。

2. 社外監査役は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表取締役社長および取締役会に対して忌憚のない質問または意見を述べる。
3. 社外監査役は、法令で定める一定の活動状況が事業報告における開示対象となることにも留意し、その職務を適切に遂行しなければならない。

### (監査役会の機能)

第6条 各監査役は、監査役会が監査に関する意見を形成するための唯一の協議機関かつ決議機関であることに鑑み、職務の遂行の状況を監査役会に報告する。また、各監査役は、監査役会を活用して監査の実効性の確保に努める。ただし、監査役会の決議が各監査役の権限の行使を妨げることにはできない。

2. 監査役または監査役会は、必要に応じて取締役または取締役会に対し監査役または監査役会の意見を表明しなければならない。
3. 監査役および監査役会は、法令に定める事項のほか、取締役および使用人が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受ける。
4. 監査役会の運営については、別に制定する監査役会規程による。

### (監査役の報酬等)

第7条 各監査役が受けるべき報酬等の額について定款の定めまたは株主総会の決議がない場合には、監査役は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容および水準等を考慮し、監査役の協議をもって各監査役が受ける報酬等の額を定めなければならない。

2. 監査役は、監査役の報酬等について意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会または株主総会において意見を述べる。

### (監査費用)

第8条 監査役は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払または償還を受けることができる。

2. 監査役または監査役会は、第13条第2項第6号の方針に基づき、職務の執行について生ずる費用について、あらかじめ予算を計上しておくことが望ましい。ただし、緊急または臨時に支出した費用についても、会社に償還を請求する権利を有する。
3. 監査役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求する権利を有する。
4. 監査役は、その役割・責務に対する理解を深めるため必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求する権利を有する。
5. 監査費用の支出に当たっては、監査役は、その効率性および適正性に留意するものとする。

### 第3章 コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応

(コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応)

- 第9条 コーポレートガバナンス・コードの適用を受ける会社の監査役は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を十分に理解したうえで、自らの職務の遂行に当たるものとする。
2. 監査役および監査役会は、取締役会が担う以下の監督機能が会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促しかつ収益力・資本効率等の改善を図るべく適切に発揮されているのかを監視するとともに、自らの職責の範囲内でこれらの監督機能の一部を担うものとする。
    - (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
    - (2) 代表取締役社長その他の業務執行取締役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
    - (3) 独立した客観的な立場から、代表取締役社長その他の取締役等に対する実効性の高い監督を行うこと
  3. 監査役が指名・報酬などに係る任意の諮問委員会等に参加する場合には、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適正に判断を行う。

(株主との建設的な対話)

- 第10条 監査役は、中長期目線の株主等と対話を行う場合には、関連部署と連携して、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的範囲内で適切に対応するものとする。
1. 前項の対話において把握された株主の意見・懸念は、代表取締役社長その他の業務執行取締役、取締役会および監査役会に対して適切かつ効果的に伝えるものとする。

### 第4章 監査役監査の環境整備

(代表取締役社長との定期的会合)

- 第11条 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、代表取締役社長の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役職務を補助すべき使用人（本基準において「補助使用人」という。）の確保および監査役への報告体制その他の監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役社長との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

(社外取締役等との連携)

- 第12条 監査役および監査役会は、会社に社外取締役が選任されている場合、社外取締役との情報交換および連携に関する事項について検討し、監査の実効性の確保に努める。監査役および監査役会は、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携の確保に努める。
2. 前項のほか、監査役は、社外取締役を含めた非業務執行役員と定期的に会合をもつなど、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査上の重要課題等について意見を交換し、非業務執行役員間での情報交換と認識共有を図り、信頼関係を深めるよう努める。

(監査役監査の実効性を確保するための体制)

- 第13条 監査役は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制の確保に努める。
2. 前項の体制確保のため、監査役は、次に掲げる体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役または取締役会に対して要請する。

- (1) 補助使用人の設置および当該補助使用人に関する事項
- (2) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (3) 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (4) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ① 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
  - ② 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- (5) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (6) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (7) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(補助使用人)

第14条 監査役は、企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努める。

2. 監査役および監査役会の事務局は、専任の補助使用人が当たることが望ましい。なお、専任者の設置が困難な場合は、少なくとも兼任者を1名以上設置するよう取締役または取締役会に対して要請するものとする。

(補助使用人の独立性および指示の実効性の確保)

第15条 監査役は、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努める。

2. 監査役は、以下の事項の明確化など、補助使用人の独立性および補助使用人に対する指示の実効性の確保に必要な事項を検討する。
  - (1) 補助使用人の権限（調査権限・情報収集権限のほか、必要に応じて監査役の指示に基づき会議へ出席する権限等を含む。）
  - (2) 補助使用人の属する組織
  - (3) 監査役補助使用人に対する指揮命令権
  - (4) 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権
  - (5) 必要な知識・能力を備えた専任または兼任の補助使用人の適切な員数の確保、兼任の補助使用人の監査役補助業務への従事体制
  - (6) 補助使用人の活動に関する費用の確保
  - (7) 内部監査部等の補助使用人に対する協力体制

(監査役への報告に関する体制等)

第16条 監査役は、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制（子会社の取締役、監査役および使用人が監査役に直接または間接に報告をするための体制を含む。）など監査役への報告に関する体制の強化に努める。

2. 監査役は、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに監査役または監査役会に報告することが自らの義務であることを強く認識するよう、取締役に対して求める。
3. 前項に定める事項のほか、監査役は、取締役との間で、監査役または監査役会に対して定期的な報告を行う事項および報告を行う者を、協議して決定するものとする。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。
4. あらかじめ取締役と協議して定めた監査役または監査役会に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、監査役は、社内規則の制定その他の社内体制の整備を代表取締役社長に求める。

5. 会社に内部通報システムがおかれているときには、監査役は、重要な情報が監査役にも提供されているかおよび通報を行った者が通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されているかを確認し、その内部通報システムが企業集団を含め有効に機能しているかを監視し検証しなければならない。また、監査役は、内部通報システムから提供される情報を監査職務に活用するよう努める。
6. 監査役は、第 33 条に定める内部監査部等との連携体制が実効的に構築・運用されるよう、取締役または取締役会に対して体制の整備を要請するものとする。

## 第 5 章 業務監査

### (取締役の職務執行の監査)

第17条 監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

2. 前項の職責を果たすため、監査役は、次の職務を行わなければならない。
  - (1) 監査役は、取締役会決議その他における取締役の意思決定の状況および取締役会の監督義務の履行状況を監視し検証しなければならない。
  - (2) 監査役は、取締役が、内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証しなければならない。
  - (3) 監査役は、取締役が会社の目的外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはするおそれがあると認めるとき、会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を認めるとき、会社の業務に著しく不当な事実を認めるときは、取締役に対して助言または勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。
  - (4) 監査役または監査役会は、取締役から会社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。
3. 監査役は、前項に定める事項に関し、必要があると認めるときは、取締役会の招集または取締役の行為の差止めを求める。
4. 監査役は、取締役の職務の執行に関して不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があると認めるときは、その事実を監査報告に記載しなければならない。その他、株主に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。
5. 監査役会は、各監査役の監査役監査報告に基づき審議を行い、監査役会としての監査意見を形成し監査役会監査報告に記載しなければならない。

### (取締役会等の意思決定の監査)

第18条 監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視し検証しなければならない。

- (1) 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと
  - (2) 意思決定過程が合理的であること
  - (3) 意思決定内容が法令または定款に違反していないこと
  - (4) 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと
  - (5) 意思決定が取締役の利益または第三者の利益でなく会社の利益を第一に考えてなされていること
2. 前項に関して必要があると認めるときは、監査役は、取締役に対し助言若しくは勧告をし、または差止めの請求を行う。

### (取締役会の監督義務の履行状況の監査)

第19条 監査役は、代表取締役社長その他の業務執行取締役がその職務の執行状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検

証しなければならない。

(内部統制システムに係る監査)

第20条 監査役は、会社の取締役会決議に基づいて整備される次の体制（本基準において「内部統制システム」という。）に関して、当該取締役会決議の内容および取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証しなければならない。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (5) 次に掲げる体制その他の会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
    - ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
    - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ④ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (6) 第13条第2項に定める監査役監査の実効性を確保するための体制
2. 監査役は、内部統制システムの構築・運用の状況についての報告を取締役に対し定期的に求めるほか、内部監査部等との連携および会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証しなければならない。
  3. 監査役は、内部統制システムに関する監査の結果について、取締役または取締役会に報告し、必要があると認めたときは、取締役または取締役会に対し内部統制システムの改善を助言または勧告する。
  4. 監査役は、監査役監査の実効性を確保するための体制に係る取締役会決議の状況および関係する各取締役の当該体制の構築・運用の状況について監視し検証し、必要があると認めたときは、代表取締役社長その他の取締役との間で協議の機会をもつ。
  5. 監査役は、取締役または取締役会が監査役監査の実効性を確保するための体制の適切な構築・運用を怠っていると認められる場合には、取締役または取締役会に対して、速やかにその改善を助言または勧告しなければならない。
  6. 監査役は、内部統制システムに関する監査の結果について、監査役会に対し報告をしなければならない。
  7. 監査役は、内部統制システムに係る取締役会決議の内容が相当でないとき、内部統制システムに関する事業報告の記載内容が著しく不適切と認めるとき、および内部統制システムの構築・運用の状況において取締役の善管注意義務に違反する重大な事実があると認めるときには、その旨を監査報告に記載しなければならない。その他、株主に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。
  8. 監査役会は、各監査役の監査役監査報告に基づき審議を行い、監査役会としての監査意見を形成し監査役会監査報告に記載しなければならない。
  9. 内部統制システムに関する監査については、本基準に定める事項のほか、別に定める内部統制システムに係る監査の実施基準による。

(企業集団における監査)

第21条 子会社を有する会社の監査役は、連結経営の視点を踏まえ、取締役の子会社の管理に関する職務の執行の状況を監視し検証しなければならない。

2. 監査役は、子会社において生じる不祥事等が会社に与える損害の重大性の程度を考慮して、内部統制システムが会社および子会社において適切に構築・運用されているかに留意してその職務

- を執行するよう努めるとともに、企業集団全体における監査の環境の整備にも努める
3. 会社に重要な関連会社がある場合には、当該関連会社の重要性に照らして、前 2 項に準じて監査を行う。

(競業取引および利益相反取引等の監査)

第22条 監査役は、次の取引等について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。

- (1) 競業取引
  - (2) 利益相反取引
  - (3) 会社がする無償の財産上の利益供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む。）
  - (4) 親会社等または子会社若しくは株主等との通例的でない取引
  - (5) 自己株式の取得および処分または消却の手續
2. 前項各号に定める取引等について、社内部門等からの報告または監査役の監査の結果、取締役の義務に違反し、またはするおそれがある事実を認めるときは、監査役は、取締役に対して助言または勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。
  3. 監査役は、第 1 項各号に掲げる事項以外の重要または異常な取引等についても、法令または定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役に対し助言または勧告しなければならない。

(企業不祥事発生時の対応および第三者委員会)

第23条 監査役は、企業不祥事（法令または定款に違反する行為その他社会的非難を招く不正または不適切な行為をいう。以下本条において同じ。）が発生した場合、直ちに取締役等から報告を求め、必要に応じて調査委員会の設置を求め調査委員会から説明を受け、当該企業不祥事の事実関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する取締役および調査委員会の対応の状況について監視し検証しなければならない。

2. 前項の取締役の対応が、独立性、中立性または透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、監査役は、監査役会における協議を経て、取締役に対して当該企業不祥事に対する原因究明および再発防止策等の検討を外部の独立した弁護士等に依頼して行う第三者委員会（本条において「第三者委員会」という。）の設置の勧告を行い、あるいは必要に応じて外部の独立した弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げるなど、適切な措置を講じる。
3. 監査役は、当該企業不祥事に対して明白な利害関係があると認められる者を除き、当該第三者委員会の委員に就任することが望ましく、第三者委員会の委員に就任しない場合にも、第三者委員会の設置の経緯および対応の状況等について、早期の原因究明の要請や当局との関係等の観点から適切でないと認められる場合を除き、当該委員会から説明を受け、必要に応じて監査役会への出席を求める。監査役は、第三者委員会の委員に就任した場合、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、他の弁護士等の委員と協働してその職務を適正に遂行する。

(事業報告等の監査)

第24条 監査役は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書（本基準において「事業報告等」という。）が適切に記載されているかについて監査意見を形成しなければならない。

2. 監査役は、取締役から各事業年度における事業報告等を受領し、当該事業報告等が法令または定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかを監査しなければならない。
3. 監査役は、前 2 項を踏まえ、事業報告等が法令または定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査役監査報告に記載しなければならない。
4. 監査役会は、各監査役の監査役監査報告に基づき、事業報告等が法令または定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査役会監査報告に記載しなければならない。

- い。
5. 事業報告等の監査に当たって、監査役および監査役会は、必要に応じて、会計監査人との連携を図る。

(事業報告における社外監査役の活動状況等)

第25条 監査役および監査役会は、事業報告において開示される会社役員に関する事項および社外役員等に関する事項のうち、社外監査役の活動状況その他監査役に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討しなければならない。

## 第6章 会計監査

(会計監査)

第26条 監査役および監査役会は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る計算関係書類（計算書類およびその附属明細書並びに連結計算書類等の会社計算規則第2条第3項第3号に規定するものをいう。以下本基準において同じ。）が会社の財産および損益の状況を適正に表示しているかどうかに関する会計監査人の監査の方法および結果の相当性について監査意見を形成しなければならない。

2. 監査役は、会計監査の適正性および信頼性を確保するため、会計監査人が公正不偏の態度および独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証しなければならない。

(会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認)

第27条 監査役は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め確認を行わなければならない。

- (1) 独立性に関する事項その他監査に関する法令および規程の遵守に関する事項
- (2) 監査、監査に準ずる業務およびこれらに関する業務の契約の受任および継続の方針に関する事項
- (3) 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(会計方針の監査)

第28条 監査役は、会計方針（会計処理の原則および手続並びに表示方法その他計算関係書類作成のための基本となる事項をいう。以下本条において同じ。）が、会社財産の状況、計算関係書類に及ぼす影響、適用すべき会計基準および公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、会計監査人の意見を徴して検証しなければならない。また、必要があると認めるときは、取締役に対し助言または勧告する。

2. 会社が会計方針を変更する場合には、監査役および監査役会は、あらかじめ変更の理由およびその影響について報告するよう取締役に求め、その変更の当否についての会計監査人の意見を徴し、その相当性について判断しなければならない。

(計算関係書類の監査)

第29条 監査役は、各事業年度における計算関係書類を取締役から受領する。監査役は、取締役および使用人等に対し重要事項について説明を求め確認を行う。

2. 監査役は、各事業年度における計算関係書類につき、会計監査人から会計監査報告および監査に関する資料を受領する。監査役は、会計監査人に対し会計監査上の重要事項について説明を

求め、会計監査報告の調査を行う。当該調査の結果、会計監査人の監査の方法または結果を相当でないと認めたときは、監査役は、自ら監査を行い、相当でないと認めた旨および理由を監査役監査報告に記載しなければならない。

3. 監査役会は、各監査役の監査役監査報告に基づき、会計監査人の監査の方法および結果の相当性について審議を行い、監査役会としての監査意見を形成しなければならない。当該審議の結果、会計監査人の監査の方法または結果を相当でないと認めたときは、監査役会は、相当でないと認めた旨および理由を監査役会監査報告に記載しなければならない。

(会計監査人の選任等の手続)

第30条 監査役会は、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めなければならない。

2. 監査役会は、会計監査人の再任の適否について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期検討する。
3. 監査役会は、会計監査人の再任の適否の判断に当たって、前項の検討を踏まえ、会計監査人の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）、監査体制、独立性および専門性などが適切であるかについて、確認する。
4. 監査役会は、会計監査人の再任が不相当と判断した場合は、速やかに新たな会計監査人候補者を検討しなければならない。新たな会計監査人候補者の検討に際しては、取締役および社内関係部署から必要な資料を入手しかつ報告を受け、第27条に定める事項について確認し、独立性や過去の業務実績等について慎重に検討するとともに、監査計画や監査体制、監査報酬水準等について会計監査人候補者と打合せを行う。
5. 監査役会は、前項までの確認の結果や方針に従い、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任並びに不再任に関する議案の内容を決定する。
6. 監査役会は、会計監査人の選任議案について、当該候補者を会計監査人の候補者とした理由が株主総会参考書類に適切に記載されているかについて確認しなければならない。

(会計監査人の報酬等の同意手続)

第31条 監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する場合には、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また非監査業務の委託状況およびその報酬の妥当性を確認のうえ、会計監査人の報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証する。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額の同意の判断に当たって、前項の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む）および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて、確認する。
3. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額に同意した理由が、事業報告に適切に記載されているかについて確認しなければならない。

## 第7章 監査の方法等

(監査計画および業務の分担)

第32条 監査役会は、内部統制システムの構築・運用の状況にも留意のうえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法および実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。監査計画の作成は、監査役会全体の実効性についての分析・評価の結果を踏まえて行い、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定する。

2. 監査役会は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人および内部監査部等と協議または意見交換を行い、監査計画を作成する。
3. 監査役会は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。
4. 監査役会は、監査方針および監査計画を代表取締役社長および取締役会に説明するものとする。

5. 監査方針および監査計画は、必要に応じ適宜修正する。

(内部監査部等との連携による組織的かつ効率的監査)

- 第33条 監査役は、会社の業務および財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、内部監査部その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署（本基準において「内部監査部等」という。）と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努める。
2. 監査役は、内部監査部等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求める。監査役は、内部監査部等の監査結果を内部統制システムに係る監査役監査に実効的に活用する。
  3. 監査役は、取締役のほか、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門その他内部統制機能を所管する部署（本条において「内部統制部門」という。）その他の監査役が必要と認める部署から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める。
  4. 監査役会は、各監査役からの報告を受けて、取締役または取締役会に対して助言または勧告すべき事項を検討する。ただし、監査役会の決定は各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

(企業集団における監査の方法)

- 第34条 監査役は、取締役および使用人等から、子会社の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧する。
2. 監査役は、その職務の執行に当たり、子会社の監査役、内部監査部等および会計監査人等と積極的に意思疎通および情報の交換を図るよう努める。
  3. 監査役は、取締役の職務の執行を監査するため必要があると認めたときは、子会社に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査する。
  4. 会社に重要な関連会社がある場合には、当該関連会社の重要性に照らして、第1項および第2項に準じて監査を行うものとする。

(取締役会への出席・意見陳述)

- 第35条 監査役は、取締役会に出席し、かつ、必要があると認めたときは、意見を述べなければならない。
2. 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めたとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めたときは、遅滞なく、その旨を取締役会に報告しなければならない。
  3. 監査役は、取締役会に前項の報告をするため、必要があると認めたときは、取締役会の招集を請求する。また、請求後、一定期間内に招集の通知が発せられない場合は、自らが招集する。
  4. 監査役は、取締役会議事録に議事の経過の要領およびその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確認し、出席した監査役は、署名または記名押印しなければならない。

(取締役会の書面決議)

- 第36条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について法令の規定に従い当該決議を省略しようとしている場合には、監査役は、その内容（取締役会の決議を省略することを含む。）について検討し、必要があると認めたときは、異議を述べる。

(重要な会議等への出席)

- 第37条 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、経営会議、コンプライアンス委員会等その他の重要な会議または委員会に出席し、必要があると認めたときは、意見を述べる。
2. 前項の監査役が出席する会議に関して、監査役の出席機会が確保されるとともに、出席に際し

て十分な事前説明が行われるよう、監査役は、取締役等に対して必要な要請を行う。

3. 第1項の会議または委員会に出席しない監査役は、当該会議等に出席した監査役または取締役若しくは使用人から、付議事項についての報告または説明を受け、関係資料を閲覧する。

#### (文書・情報管理の監査)

第38条 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要があると認めるときは、取締役または使用人に対しその説明を求め、または意見を述べる。

2. 監査役は、所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存および管理されているかを調査し、必要があると認めるときは、取締役または使用人に対し説明を求め、または意見を述べる。

#### (法定開示情報等に関する監査)

第39条 監査役は、有価証券報告書その他会社が法令の規定に従い開示を求められる情報で会社に重大な影響のあるもの（本条において「法定開示情報等」という。）に重要な誤りがなくかつ内容が重大な誤解を生ぜしめるものでないことを確保するための体制について、第20条に定めるところに従い、法定開示情報等の作成および開示体制の構築・運用の状況を監視し検証する。

2. 監査役は、継続企業の前提に係る事象または状況、重大な事故または災害、重大な係争事件など、企業の健全性に重大な影響のある事項について、取締役が情報開示を適時適切な方法により、かつ、十分に行っているかを監視し検証する。

#### (取締役および使用人に対する調査等)

第40条 監査役は、必要があると認めるときは、取締役および使用人に対し事業の報告を求め、または会社の業務および財産の状況を調査しなければならない。

2. 監査役は、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成するうえでの合理的根拠を求める。

#### (会社財産の調査)

第41条 監査役は、重要な会社財産の取得、保有および処分状況、会社の資産および負債の管理状況等を含めた会社財産の現況および実質価値の把握に努める。

#### (会計監査人との連携)

第42条 監査役および監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもち、必要に応じて監査役会への出席を求めるほか、会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、積極的に意見および情報の交換を行うなど、会計監査人と緊密な連携を保ち実効的かつ効率的な監査を実施することができるよう、そのための体制の整備に努める。

2. 監査役および監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行う。
3. 監査役は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、会計監査人の監査の参考となる情報または会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項について会計監査人に情報を提供するなど、会計監査人との情報の共有に努める。
4. 監査役は、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。
5. 監査役は、会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実（財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。）がある旨の報告等を受けた場合には、監査役会において審議のうえ、必要な調査を行

い、取締役会に対する報告または取締役に対する助言若しくは勧告など、必要な措置を適時に講じなければならない。

## 第 8 章 会社の支配に関する基本方針等および第三者割当等

(会社の支配に関する基本方針等)

- 第43条 監査役は、会社がその財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（本条において「基本方針」という。）を定めている場合には、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、次に掲げる事項について検討し、監査報告において意見を述べなければならない。
- (1) 基本方針の内容の概要
  - (2) 次に掲げる取組みの具体的な内容の概要
    - ① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み
    - ② 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本条において「買収防衛策」という。）
2. 監査役は、前項第 2 号に定める各取組みの次に掲げる要件への該当性に関する取締役会の判断およびその判断に係る理由について、取締役会その他における審議の状況を踏まえて検討し、監査報告において意見を述べなければならない。
- (1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること
  - (2) 当該取組みが会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと
  - (3) 当該取組みが会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと
3. 監査役は、買収防衛策の発動または不発動に関する一定の判断を行う委員会の委員に就任した場合、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、会社利益の最大化に沿って適正に当該判断を行う。

(第三者割当等の監査)

- 第44条 監査役は、募集株式または募集新株予約権（以下「募集株式等」という。）の発行等の際し、第 18 条および第 39 条第 1 項に定める監査を行うほか、次に掲げる職務を行う。
- (1) 監査役は、支配株主の異動を伴う募集株式等の引受人（その子会社を含む。）が総株主の議決権の過半数を有することとなる募集株式の発行等を会社が行う場合、当該募集株式等の発行等に関する意見を表明する。
  - (2) 監査役は、会社が株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の第三者割当を行う場合、有利発行該当性に関する事項を検討し、法令または金融商品取引所の上場規則等が求めるところに従い意見を述べる。
  - (3) 監査役は、株主総会決議を経ずに行われる大規模第三者割当（直近 6 ヶ月間における第三者割当による議決権の希薄化率が 25%以上となる場合または第三者割当によって支配株主となる者が生じる場合をいう。以下本条において同じ。）について、会社役員の地位の維持を目的とするものではないか等を検討し、必要に応じて取締役に対して助言または勧告を行う。監査役が当該大規模第三者割当に関し独立した者としての第三者意見を述べる場合には、会社に対する善管注意義務を前提に、その職務を適正に遂行する。

## 第9章 株主代表訴訟等への対応

(取締役と当会社間の訴えの代表)

第45条 監査役は、当会社が取締役に対しまたは取締役が当会社に対し訴えを提起する場合には、当会社を代表する。

(取締役等の責任の一部免除に関する同意)

第46条 監査役は、次に掲げる同意に際し、監査役会にて協議を行う。

- (1) 取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
  - (2) 取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
  - (3) 定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役会に提出することに対する同意
  - (4) 社外取締役その他の非業務執行取締役との間で責任限定契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意
2. 前項各号の同意を行うに当たり、監査役は、定款変更に係る議案に対する同意については定款変更の当否や提案理由の適切さ等を、責任の一部免除に係る議案に対する同意については免除の理由、監査役が行った調査結果、当該事案について判決が出されているときにはその内容等を十分に吟味し、かつ、必要に応じて外部専門家の意見も徴して判断を行う。
  3. 第1項各号の同意の当否判断のために行った監査役の調査および審議の過程と結果については、監査役は、記録を作成し保管する。
  4. 法令の規定に基づいて会計監査人の責任の一部免除に関する議案（責任限定契約に関する議案を含む。）が株主総会または取締役会に提出される場合についても、監査役および監査役会は、本条の規定に準じるものとする。
  5. 監査役は、監査役の責任の一部免除等について意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会等において意見を述べる。

(株主代表訴訟の提訴請求の受領および不提訴理由の通知)

第47条 監査役は、取締役に対しその責任を迫及する訴えを提起するよう株主から請求を受けた場合には、速やかに他の監査役に通知するとともに、監査役会を招集してその対応を十分に審議のうち、提訴の当否について判断しなければならない。

2. 前項の提訴の当否判断に当たって、監査役は、被提訴取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、または意見を徴するとともに、関係資料を収集し、外部専門家から意見を徴するなど、必要な調査を適時に実施する。
3. 監査役は、第1項の判断結果について、取締役会および被提訴取締役に対して通知する。
4. 第1項の判断の結果、責任迫及の訴えを提起しない場合において、提訴請求株主または責任迫及の対象となっている取締役から請求を受けたときは、監査役は、当該請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出し、責任迫及の訴えを提起しない理由を通知しなければならない。この場合、監査役は、外部専門家の意見を徴したうえ、監査役会における審議を経て、当該通知の内容を検討する。
  - (1) 監査役が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）
  - (2) 被提訴取締役の責任または義務の有無についての判断およびその理由
  - (3) 被提訴取締役に責任または義務があると判断した場合において、責任迫及の訴えを提起しないときは、その理由
5. 監査役は、提訴の当否判断のために行った調査および審議の過程と結果について、記録を作成し保管する。

(補助参加の同意)

第48条 監査役は、株主代表訴訟における会社の被告取締役側への補助参加の同意に際し、監査役会にて協議を行う。

2. 前項の補助参加への同意の当否判断に当たって、監査役は、代表取締役社長および被告取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、または意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴する。監査役は、補助参加への同意の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管する。

(訴訟上の和解)

第49条 監査役は、株主代表訴訟について原告株主と被告取締役との間で訴訟上の和解を行う旨の通知および催告が裁判所からなされた場合には、速やかに監査役会等においてその対応を十分に審議し、和解に異議を述べるかどうかを判断しなければならない。

2. 前項の訴訟上の和解の当否判断に当たって、監査役は、代表取締役社長および被告取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、または意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴する。監査役は、訴訟上の和解の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管する。

(多重代表訴訟等における取扱い)

第50条 最終完全親会社（会社が特定責任追及の訴えの制度（いわゆる多重代表訴訟制度）の対象となる子会社（以下本条において「完全子会社」という。）を有している場合の当該会社をいう。以下本条において同じ。）の監査役は、完全子会社の取締役、清算人（以下本条において「完全子会社取締役等」という。）に対する特定責任追及の訴えについて、以下に留意して、本章の規定に準じた対応を行う。

- (1) 完全子会社が最終完全親会社の株主から完全子会社取締役等に対する特定責任追及の訴えの提起に係る訴訟告知を受けた旨の通知を最終完全親会社が完全子会社から受ける場合、最終完全親会社の監査役が最終完全親会社を代表する。
  - (2) 最終完全親会社が完全子会社取締役等に対して特定責任追及の訴えを行う場合、最終完全親会社の監査役が最終完全親会社を代表する。
  - (3) 特定責任追及の訴えにおいて最終完全親会社が被告完全子会社取締役等側へ補助参加を行う場合、最終完全親会社の監査役は当該参加に同意するか否かを判断する。
2. 完全子会社の監査役は、最終完全親会社の株主から完全子会社取締役等に対する特定責任追及の訴えの提訴請求を完全子会社が受ける場合、完全子会社を代表する。

## 第10章 監査の報告

(監査内容等の報告・説明)

第51条 監査役は、監査活動および監査結果に対する透明性と信頼性を確保するため、自らの職務遂行の状況や監査の内容を必要に応じて説明することが監査役の重要な責務であることを、自覚しなければならない。

(監査調書の作成)

第52条 監査役は、監査調書を作成し保管しなければならない。当該監査調書には、監査役が実施した監査方法および監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程および理由等を記録する。

(代表取締役社長および取締役会への報告)

第53条 監査役および監査役会は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役社長および取締役会に報告する。

2. 監査役および監査役会は、その期の重点監査項目に関する監査および特別に実施した調査等の経過および結果を代表取締役社長および取締役会に報告し、必要があると認めたときは、助言または勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じる。

(監査報告の作成・通知)

第54条 監査役は、監査役監査報告を作成し、監査役会に提出しなければならない。

2. 監査役会は、各監査役が作成した監査役監査報告に基づき、審議のうえ、正確かつ明瞭に監査役会監査報告を作成しなければならない。
3. 監査役会は、取締役から受領した事業報告、計算関係書類その他の書類について、法定記載事項のほか、開示すべき事項が適切に記載されているかを確認し、必要に応じ取締役に対し説明を求め、または意見を述べ、若しくは修正を求める。
4. 監査役会は、監査役会監査報告を作成するに当たり、取締役の法令または定款違反行為および後発事象の有無等を確認するとともに、第39条第2項に掲げる事項にも留意のうえ、監査役会監査報告に記載すべき事項があるかを検討する。
5. 監査役は、監査役会監査報告の内容と自己の監査報告の内容が異なる場合には、自己の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記する。
6. 監査役は、自己の監査役監査報告および監査役会監査報告に署名または記名押印する。また、常勤の監査役および社外監査役はその旨を記載するものとする。また、監査役会監査報告には、作成年月日を記載しなければならない。
7. 監査役は、事業報告等に係る監査役会監査報告の内容および計算関係書類に係る監査役会監査報告の内容を取締役に通知し、計算関係書類に係る監査役会監査報告の内容を会計監査人に通知しなければならない。ただし、事業報告等に係る監査報告と計算関係書類に係る監査報告を一通にまとめて作成する場合には、当該監査報告の内容を会計監査人に通知しなければならない。
8. 前項において、監査役は、必要に応じて、事業報告等に係る監査役会監査報告の内容を取締役に通知すべき日について取締役との間で合意し、計算関係書類に係る会計監査報告の内容を監査役に通知すべき日並びに計算関係書類に係る監査役会監査報告の内容を取締役および会計監査人に通知すべき日について取締役および会計監査人との間で合意して定めるものとする。

(電磁的方法による開示)

第55条 株主総会参考書類、事業報告、計算書類または連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査役会監査報告を含む。）に記載または表示すべき事項の全部または一部について、インターネットによる開示の措置をとることにより株主に対して提供したものとみなす旨の定款の定めがある会社において、取締役が当該措置をとろうとしている場合には、監査役は、当該措置をとることについて検討し、必要があると認めたときは、異議を述べる。

2. 取締役が前項の定款の定めに基づく措置をとる場合に、監査役は、現に株主に対して提供される事業報告または計算書類若しくは連結計算書類が、監査報告を作成するに際して監査をした事業報告または計算書類若しくは連結計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求することができる。

(株主総会への報告・説明等)

第56条 監査役は、株主総会に提出される議案および書類について法令若しくは定款に違反したまたは著しく不当な事項の有無を調査し、当該事実があると認めた場合には、株主総会において調査結果を報告しなければならない。また、監査役は、監査役の説明責任を果たす観点から、必要に応じて株主総会において自らの意見を述べるものとする。

2. 監査役は、株主総会において株主が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。
3. 監査役は、株主総会議事録に議事の経過の要領およびその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確認する。

(附則)

1. 本基準の変更は、監査役会の決議によるものとする。
2. 本基準は、平成 28 年 6 月 29 日から実施する。  
平成 28 年 11 月 15 日 改定・実施  
平成 30 年 3 月 20 日 改定・実施  
令和 7 年 6 月 1 日 改定・実施